

令和7年度以降の保育所等訪問支援の留意事項について

千葉市障害福祉サービス課

1 「保育所等訪問支援利用同意書」(以下、「同意書」とする。)の取扱いについて

同意書の作成を保育所等訪問支援事業所ではなく保護者が主体となって行っている（訪問事業所から訪問先施設への十分な説明がない）ケースがあり、訪問先施設から当課へ多くの意見が寄せられています。同意書は訪問事業所が事業目的や訪問支援の必要性等の説明を兼ねて作成するものであり、事業所からの十分な説明がなく同意書が作成されないことがないようにご留意ください。

また、保護者及び訪問先施設との同意をもって保育所等訪問支援事業のサービス提供が開始となることから、保護者及び訪問先施設の双方から同意を得た日を記載してください（日付が空欄の場合は再提出となります）。

【留意事項】

- ・同意書は、保護者ではなく訪問事業所（または相談支援事業所）が主体となって作成すること。
- ・同意書を作成する際は、訪問事業所から訪問先施設へ事業目的や訪問支援の必要性について説明すること。
- ・事業所から訪問先施設への事前説明は、対面で行うことを原則としますが、訪問先施設の事情等によりやむを得ず対面以外の方法で説明を行う場合は、事前に説明方法について訪問先施設の了解を得ること。
（事前連絡なく FAX・電子メールにて資料を送付して説明を済ませる等の対応は不適切です）
- ・支給決定日は、同意書の同意日以降となります。

2 小学校もしくは特別支援学校入学時の保育所等訪問支援の決定について

児童発達支援と保育所等訪問支援を併用していた児童で、小学校もしくは特別支援学校（以下「小学校等」という）入学後も保育所等訪問支援の利用を継続する場合、保育園・幼稚園等から小学校等へ訪問先施設が変わるため同意書の提出が改めて必要になります。

令和8年4月1日付けの放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の支給申請を同時に行う際、同意書の有無によって対応の流れが変わりますので下表の内容についてご留意ください。

小学校等との同意書がある場合	小学校等との同意書がない場合
①放デイ切り替えの決定(R8.4.1付け)の際に、保育所等訪問支援の支給決定を合わせて行う。	①放デイ切り替え(R8.4.1付け)の決定を先に行い、受給者証を発行する。 ※このタイミングで同意書以外の書類（保育所等訪問支援の利用申請書及び利用計画(案)）が提出されることは可。 ②後日、保育所等訪問支援の利用申請書・同意書が揃った段階で保育所等訪問支援の追加決定を行い、再度受給者証を発行する。
	例) R8.2.19 放デイ・保育所等訪問支援利用申請書を受理 R8.4.1付け 放デイのみ決定を行う R8.4.20 保育所等訪問支援利用同意書を受理 R8.4.20付け 保育所等訪問支援の追加決定を行う

3 令和7年度以降の保育所等訪問支援の新規決定者について

令和7年4月より、新規で保育所等訪問支援の支給決定を受ける児童の場合、まずは一律で2日/月での支給決定を行うこととします（この場合も、2日/月の同意書の提出は必要です）

まずは2日/月での利用を開始し、その後の利用状況や必要性に応じて、利用計画（案）や個別支援計画により2日以上での支給決定の必要性が認められる場合に限り、同意書を再度受理した上で2日以上での支給決定を認めることとします。※すでに2日以上での支給決定を受けている児童については、従前通りの取扱いで構いません。

4 2つの事業所を併用する場合の支給決定について

複数の事業所を併用する場合も、原則の上限日数は1人につき2日/月となります（A事業所で2日+B事業所で2日⇒合計4日/月となるわけではない）。また、複数の事業所を併用する場合は、それぞれの事業所において同意書の作成が必要になります。そのため、併用する事業所間でも2日/月に収まるよう日数の調整が必要となります。

問い合わせ先

障害福祉サービス課 指導班

電話：043-245-5227

メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp